

総務部

「臨床検査技師賠償責任保険」全員加入 いよいよ平成 23 年度からスタート

総務部では、高田会長の選挙公約でもある「臨床検査技師賠償責任保険」全員加入の来年度導入を目指して準備を開始しました。この事業は、日臨技予算の 14% を占めるプロジェクトであり、日臨技年会費の口座振替が前提となるため会員のコンセンサスが必要です。

そこで、今月から数回にわたってその概要を説明することとしました。

全員加入は会の社会的責任

高田会長の選挙公約の実践ということもありますが、医療訴訟の件数が年々増加し、医師や医療機関が支払いきれない高額な賠償金の支払命令を受けるケースも出てきています。社会的地位の向上に伴い、臨床検査技師が当事者となる医療訴訟も散見されるようになってきました。

法科大学院の設置による弁護士の大量生産は、医療訴訟の劇的な増大を招来するかもしれません。医師を始めとする医療スタッフや医療機関にとって金銭的なリスクの回避が重要性を増してきています。

一方、国民の健康を守る当会は、当然のこととして、国民に対して医療上の安全・安心を担保する社会的使命を帯びています。あってはならないことではありますが、万一事故が起きた場合、患者・国民に対して、会として賠償責任を果たすことも安全・安心の担保となる筈です。

日常さほど意識はしていないと思いますが、街中を疾走する自動車の大半が無保険だったら、おちおち歩いていられないのは私だけではない筈です。

開始は来年 6 月 1 日

保険開始は平成 23 年 6 月 1 日を予定しています。

現行の保険期間は 1 月 1 日から 1 年間ですが、4 月以降に新たに入会して来る会員の便宜と事務の簡素化を図るために 6 月スタートにしました。

現在任意加入している 15,000 名強の会員の保険料は、何らかの形をもって月割計算で精算されることとなります。

今のところ、年度途中の加入は認めない方向ですので、当会の規則に則った適正な時期に会費を納入することが求められます。

この保険の内容

日本国内において、加入者（被保険者）または加入者の業務の補助者が業務（※1）の遂行によって他人の生命・身体を害したり（※2）、財物を損壊（滅失、き損、汚損）したり（※3）、プライバシーの侵害などによって人格権を侵害した（※4）ために被保険者が負担しなければならない法律上の損害賠償責任について補償する保険となっています。

（※1）業務の範囲については、臨床検査技師・衛生検査技師の資格者が行う以下の業務を対象としています。

1. 臨床検査技師等に関する法律第 2 条に規定する業務
2. 臨床検査技師等に関する法律第 20 条の 2 第 1 項に規定する業務

（※2）保険期間中に発見された身体障害事故に限ります。

（※3）保険期間中に発生した財物損壊事故に限ります。
業務遂行に起因して他人の衣服やメガネなど身の回り品等を壊した場合や、業務遂行にあたって使用または管理する財物の損壊（紛失、盗取は含まない）

（※4）人格権侵害は次の不当行為に起因する他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害について補償します。

1. 不当な身体の拘束
2. 口頭または文書もしくは図画その他これらに類する表示行為

この保険の保障内容

補償限度額ですが、対事故が 1 事故 1 億円、保険期間中 3 億円です。

対物事故は 1 事故、保険期間中 20 万円（免責金額なし）、人格権侵害が 1 名・1 事故・保険期間中 100 万円（免責金額なし）です。

さらに、初期対応費用が 500 万円（免責金額なし）であり、対人事故発生時の見舞い費用は、1 被害者あたり 3 万円限度となっています。

この保険の加入対象

この保険の加入対象ですが、当会の会員であることは当然として、現に臨床検査技師・衛生検査技師として法に定める業務に就いている方々を対象としています。

従って、正会員であっても、現役を退いて就労していない方や事務職に従事している方等は対象外となります。

また、日臨技年会費の口座振替手続きを完了していない会員も加入対象外となります。

日臨技年会費口座振替が前提

この制度を簡便かつ効率的に運営・運用する上で、年会費の口座振替は欠かせません。

今後、毎月のように会員の皆様にご案内・お願いを申しあげることとなりますが、現時点で判明している予定をお知らせしておきます。

会員諸兄もご承知のように、当会の会費は前納制となっています。従って、平成 23 年度会費の引き落としは、平成 23 年 3 月になります。このために、会員の皆様には今年の 9 月頃から来年 1 月末（締め切り）までに口座振替依頼書を提出していただくこととなります。

会費の納入方法が大幅に変わることによって何がどのように変わるのか、来月号で詳細に説明させていただきます。